

【資料 3－6】

行政側への申し入れ事項（令和 7 年 8 月 1 9 日、議会改革実行委員会決定）

令和 7 年 8 月 1 9 日に開催した議会改革実行委員会で決定した下記 4 点について、行政側への意見聴取をすることを決定したので、意見を伺いたい。

1. 一般質問において、一問一答方式を、現行の方式との選択制で認めることを決定し、一問一答方式を選択した場合の行政側へのヒアリングの方法は今後検討することとした。このことについて意見を伺いたい。
2. 一般質問の際、反問権を認める（反問も認める）こととし、運用ルールは議会運営委員会で定めることを決定した。このことについて意見を伺いたい。
3. 一般質問に関連して、対面式演壇、自席マイクを、現行設備を最大限活用して整備することを決定した。このことについて意見を伺いたい。
4. 代表質問について、3 月定例会に質問の範囲を「施政方針」「新年度予算」に限定せず、また、必ずしも会派代表者が登壇する必要はない形で再度実施（以前、平成 2 2 年、2 3 年に実施）することを決定した。このことについて意見を伺いたい。